

春日部市(埼玉県)

(2005年12月15日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年10月1日	合併の方式： 新設 ・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有（人口要件・市の全域を含む新設合併）・ 無		
人口 ⁽¹⁾ ：240,560人（高齢化率 ⁽²⁾ 11.5%）	面積 ⁽³⁾ ：65.98k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：51人（法定上限38人）	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,472人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：59,621,000千円		
うち、地方税24,602,567千円、地方交付税8,010,000千円		
合併特例債発行予定額 未定／同限度額24,900百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業1.6%、第二次産業29.2%、第三次産業69.2%		

（出典）(1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併時の数。(5)：新市建設計画。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧春日部市	203,375人	11.0%	37.83k m ²	30人	1,169人	0.75	86.3%
旧庄和町	37,185人	14.2%	28.15k m ²	22人	320人	0.54	87.8%

（出典）(1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。

(4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、⑤財政状況、⑥行政改革> 社会経済の低迷による自治体の財政状況が非常に厳しい中で、多種多様化する住民ニーズ・サービスの維持・向上に応えるとともに、国が進める地方分権をより確実なものとするためには、地方自治体の財政基盤の強化は不可欠なものであり、合併はこうした社会の変化や自治体の政策形成能力の維持向上の手段として有効なものと考えた。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、⑤新市の名称、⑧事務事業の調整> <最も重視したことの具体的な内容> なぜ合併するのか、合併の必要性について住民に理解を得ること。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員> <合併推進の具体的な活動> 両首長が率先して議会調整を進め、住民に対しては、合併に関する住民説明会等を多数開催し、首長自ら住民に説明し理解を求めた。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯				
2001年に庄和町住民から春日部市長に対し合併協議会設置に関する住民発議があったが、春日部市長は、1市1町の枠組みでなく、より大きな枠組みでの合併の可能性について検討する必要があるとして、議会に付議せず春日部市・庄和町の合併協議会は設置していない。				
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議				
春日部市・庄和町の合併協議前に春日部市・庄和町を含めた4自治体で法定協議会を設置し合併協議を進めた。				
(3) 合併関係市町村の従前のつながり				
③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑤広域連合の構成市町村、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致				
(4) 合併の端緒				
2004年9月、4自治体による合併協議会を進め、その協議結果を踏まえ、各自治体は合併の是非について問う、住民投票を実施したが、合併関係市町の1つで反対票が賛成票を上回る自治体が発生し、これにより、4自治体による合併協議は白紙に戻され、合併協議会も廃止となった。その後、庄和町長、春日部市長が住民投票で賛成票の上回った自治体に、合併に向けた働きかけを行った結果、1市1町合併協議会設置が可能となった。				
(5) 任意の合併協議会（設置期間：設置していない）				
構成メンバー				
運営上の工夫				
(6) 法定協議会（設置期間：2004年11月8日～2005年3月31日）				
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ 無			
構成メンバー	首長、議員各2名、住民各2名、都道府県職員（埼玉県東部地域創造センター所長1名）、大学等の研究者1名 計12名			
運営上の工夫	春日部市・庄和町合併協議会は2005年度3月末までに県知事に合併申請を行うことを目標としており、短い期間で効率のよい会議運営を行うため、会議資料を事前配布し、内容に関する事前の質問回答を行った。			
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）				
<協議を行ううえでの工夫> 特になし。				
<協議開始および決定の時期>				
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)
協議開始：	04年11月	04年11月	04年11月	04年11月
合 意：	04年12月	04年12月	04年12月	04年12月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>				
特になし。				
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>				
新設 ・編入				
春日部市・庄和町にある、特徴や個性を生かすとともに、これまで各自治体で進めてきた独自事業や今後の新市のまちづくりを進めるにあたって、両市町が対等な立場で議論できる環境が必要であり、それを象徴するものとして、対等合併が最良であると考えた。				

<基本項目②「合併の期日」の決定理由> ・新市長の選挙が11月となり、新年度予算から新市長の意向が組み入れられるため。 ・9月の17・18・19日、23・24・25日と土、日、祝日を電算システムの移行、什器の引越し、事務室レイアウト変更等の時間が確保できるため。	2005年10月1日合併
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 決定手続：市3町の合併協議で、予め、住民に新市名称の募集を行い、上位10個の公募名称と構成市町の名称を合併協議会に提案し、委員の投票により決定した。1市1町の合併協議ではこの協議結果を尊重し継承することとした。 選定理由：1市3町の合併協議結果を継承することとしたため。	公募 ☒ 有 ・無
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設の有効利用が合併協議会で決定しており、その考え方にに基づき、春日部市役所・庄和町役場庁舎を活用し、春日部市役所を本庁・庄和町役場を総合支所としている。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の総合支所とした。	☒ 既存施設 ・新規建設
<基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。	
(8) 新市建設計画	
計画の期間：11ヵ年 理由 新市建設計画に基づく国の財政支援が10ヵ年であるが、合併期日が年度途中ということで11年とした。	
<策定に当たっての工夫> 春日部市・庄和町の新市建設計画は、先に進められた春日部市・庄和町を含む4自治体の合併協議で策定された新市建設計画を基に、春日部市・庄和町の内容に再度、編集し直して作成されている。4自治体の策定作業では、計画に住民の意見を取り入れるため、まちづくり住民会議を設置し、幅広く、生活者の視点から様々な提案や合併に期待する意見等を聴取し、計画に反映させた。	
<関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。	
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 各市町の総合振興計画を羅列するのではなく、新市の各地域ごとに、整備方針を定め、バランスのよい事業展開を実施することとした。	
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容> 各市町の総合振興計画は尊重すべきものであると位置づけつつ、新市としての重要度などを考慮し、早期に新市建設計画に掲げたスローガンを実現するためにどのような計画が必要かという視点を念頭に策定した。	

	単位：百万円 ()は%	合併前 (2003 年度) ⁽¹⁾	財政計画		
			2005 年度	2010 年度	2015 年度
歳入合計		59,168	55,331	54,224	55,155
地方税		25,309(42.8)	26,377(47.7)	26,045(48.0)	25,350(46.0)
地方交付税		8,601(14.5)	7,628(13.8)	7,119(13.1)	7,600(13.8)
歳出合計		57,316	55,192	54,101	54,631
人件費		13,180(23.0)	13,634(24.7)	12,831(23.7)	11,572(21.2)
(参考：一般職員数)		(1,489 人)	—	—	—
公債費		6,734(11.7)	6,945(12.6)	6,821(12.6)	5,657(10.4)
普通建設事業費		8,079(14.1)	3,684(6.7)	6,594(12.2)	8,568(15.7)
(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等					
県の指導に基づき、合併に伴い2つの都市計画区域（春日部都市計画区域、庄和都市計画区域）を一つの都市計画区域とする手続きを進めており、2006年8月頃に変更予定である。					
(10) 住民への情報提供等					
・広報誌等の配布（全4号。配布方法：各自治体の広報と合わせて「合併協議会だより」を配布した。） ・住民説明会の開催（延べ11回開催、延べ472人参加） ・HPの開設（2004年12月開設、月2回定期更新、アクセス数不明） ・その他（具体的に：『合併協議会だより』の他に、これまでの合併協議会の協議結果や新市で実施する事務事業について『合併公約』として住民に配布した。）					
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施					
(名 称)：『春日部市と庄和町の合併に関する市民意向調査』（旧春日部市で実施） (時 期)：2005年1月17日 (対象者)：市内在住の18歳以上の男女 (方 法)：アンケート方式（郵送） なお、旧庄和町においては、2004年11月に町長選挙が行われ、春日部市と庄和町の合併を公約に掲げた現町長が再選されたため、あらためて住民意向を問う住民投票やアンケート調査は実施していない。					
(12) 都道府県からの支援					
財政支援：合併協議会助成事業費補助金 2003年度 3,662,000 円 2004年度 4,000,000 円 合併準備支援事業交付金 2005年度 80,000,000 円 人的支援：合併協議会委員として県職員を1名派遣。 合併協議会事務局職員として県職員を1名派遣。					
(13) 外部コンサルタントへの委託： ☒ ・無					
委託費	8,662 千円				
委託内容	・財政計画作成（合併協議会として委託） ・新市の例規整備（春日部市と庄和町が連名で委託）				

(1)2003 年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

5. 合併の内容

(1) 議員		
特例の適用	☒ (定数特例 (定数 人)・ ☒ 在任特例 (在任期間 7 ヶ月))・ 無	
その理由	旧市町の決算について旧市町議員が審議を行うことにより、新市の予算編成を旧市町の特徴や個性を生かしたものとすることで、合併時の住民の不安を解消するため。	
(2) 農業委員会の委員		
特例の適用	☒ (2005 年 11 月 30 日まで特例措置を適用)・ 無	
その理由	許認可事務に支障をきたすため。旧市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併の日から 2 ヶ月、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。	
(3) 三役		
旧春日部市	市長、助役は退職、収入役は不在。	
旧庄和町	町長は退職、助役、収入役は不在。	
(4) 一般職		
定員管理	＜定数の削減＞現在 1,472 名を、10 年で 1,243 名に削減。 ＜新規採用の抑制＞2015 年度まで各年度の退職者に対し新規採用の抑制をしながら年次的に職員を削減する。	
給与の調整	＜給料表の統一＞国の行政職給料表(1)を基準とした 8 級制の合成表とした。 ＜給与の再調整・再計算＞新給料表に基づき、各職員の採用年に遡り新市の昇給制度により初任給から再計算を行い、新市での級号給を決定した。合併時には同額又は直近上位の級号給に格付けした。次期昇給は、再計算の級号給と同額又は直近上位の級号給に差異がある場合には、短縮又は延伸を行い、調整する。	
役職の調整	新組織に合わせ役職名称を整理し、原則、旧市町の役職のまま移行。但し、旧市では部制、旧町では課制、新市では部制のため、旧町の課長級より上位の職員については、部長または次長に移行した。	
(5) 組織・機構の整備方法		
	合併と同時に、部・課とも完全に統合。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧春日部市	旧春日部市の出張所 1 ヶ所は引き続き新市の出張所として設置している。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	☒ ・ 無	
その理由	合併時の住民の不安を解消するとともに、各地域の個性、特性を生かしたまちづくりを推進するため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市町民税	(法人割) 旧春日部市 12.7%・14.7%※ 旧庄和町 12.7% ※法人税割の税率は法人の規模に応じて区分し、資本金等の金額 1 億円超又は法人税額 1 千万円超の法人は 14.7%、それ以外の法人は 12.7%。	合併時統合。

都市計画税	旧春日部市 0.2% 旧庄和町 なし	2008 年度から 0.2%に統合。 これまで都市計画税の課税を実施していなかった旧庄和町については、2006 年度から段階的に課税。
(9) 上下水道使用料（調整方針：上水道は当面は旧自治体ごとに従前のとおりとする 下水道は合併時は従前のとおりとし、2006 年度より統一する。）		
上水道料金	新市において、上水道整備計画を策定し、これに基く財政計画等から、新たな料金体系を検討し、早期に統一を図る。	
下水道料金	1 市 3 町合併協議の際、住民生活に急激な変化を及ぼさない範囲で、施設の適正な維持管理をするため、使用料総額が維持できるよう調整することを基本方針として算定した使用料を継承し、2006 年 4 月に統一する。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：基本的に負担の低い方に調整を図ったが、旧春日部市・旧庄和町では、受益者負担の考え方に差異があるため、今後、新市において検討を行うこととした。）		
例外措置	公民館使用料について、有料化を実施していた自治体の使用料を、新市の受益者負担の考え方がまとまるまでの間、徴収しないこととした。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：新市の国保財政の健全化を図りつつ、急激な増額とならないよう配慮しながら、賦課方式、税率等の見直しを行い、統合調整を行った。）		
賦課徴収方法	旧春日部市 4 方式、保険税方式 旧庄和町 4 方式、保険税方式	合併時（2005 年度中）は旧市町の方式によるものとし、2006 年度から 2 方式、保険税方式に統合する。
所得割	旧春日部市 8.40% 旧庄和町 8.45%	合併時（2005 年度中）は旧市町の方式によるものとし、2006 年度から 9.15%に統合する。
資産割	旧春日部市 15.00% 旧庄和町 37.50%	合併時（2005 年度中）は旧市町の方式によるものとし、2006 年度から所得割・均等割の 2 方式となるため資産税割は廃止する。
均等割	旧春日部市 17,000 円 旧庄和町 19,200 円	合併時（2005 年度中）は旧市町の方式によるものとし、2006 年度から 27,480 円に統合する。
平等割	旧春日部市 19,000 円 旧庄和町 19,800 円	合併時（2005 年度中）は旧市町の方式によるものとし、2006 年度から所得割・均等割の 2 方式となるため平等割は廃止する。
(12) 介護保険事業（調整方針：合併時は旧自治体のとおりとし、新市において、新たな介護保険計画を策定し、2006 年度から、この計画に基づく新料金体系で実施することとした。）		
第 1 号被保険者の月額基準保険料	旧春日部市 3,143 円 旧庄和町 2,500 円	新市において、新たな介護保険計画を策定し、2006 年度から、この計画に基づく新料金体系で実施する。
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）		
整備方法	①合併後の住民サービスに支障をきたさないこと ②システムを利用する職員が使いやすいこと ③現在のサービスを低下させないこと ④住民の個人情報やセキュリティーに配慮すること ⑤合併後のランニングコストを安く抑えることを基本原則として整備を進めた。	

(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	☒ 有・無
変更した場合、その内容と理由	内容：大字を廃止し、重複する町名について新規の町名を選定した。 理由：住所標記の簡略化を図るため。

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：13,700 百万円/11 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006 年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006 年度)
(3) 合併による効果	
<⑤行財政の効率化> 一般職員、特別職、議会議員の削減効果や事務経費を削減することにより効率的な行政運営と安定的な財政運営が可能となる。	
<②サービスの高度化・多様化> 行財政の効率化により生み出された財源を住民サービスに充てられるだけでなく、合併のスケールメリットや事務事業の見直しによる組織の統廃合が進められることにより新たに生み出された職員を福祉サービスや窓口サービスを提供する部門に振り向けたり、専門的な知識やノウハウを持った職員を効率的に配置することで、今後、さらに高度化・多様化する住民ニーズに応えることが可能になる。	
<③重点的な投資による基盤整備の推進> 合併による国の財政支援を活用し、これまでの旧市町で懸案となっていた、駅周辺整備や旧市町を結ぶネットワーク道路など基盤整備を促進することで、住みやすい環境や賑わいと新しい交流人口を増やすことが可能となる。	
(4) 合併による問題点と解決策	
<②中心部と周辺部の格差が増大する> 新市のまちづくりは、中心部だけでなく周辺部についても地域間のバランスを考えながら検討が進められ、その内容を新市建設計画にまとめており、この新市建設計画を確実に実施することで中心部、周辺部の均衡ある整備が進められることが可能となる。	
<④各地域の歴史、文化、伝統が失われる> 長年慣れ親しんだ地域の名称は新市の学校や公共施設の名称として残したり、これまで地域住民とともに作り上げてきた祭りや文化伝統は新市においても大切な財産として引き継がれるため、地域の歴史、文化、伝統が失われるようなことはない。	
<⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する> 合併のスケールメリット等で生み出された職員を福祉など住民に直接サービスを提供する部門に配置転換をしたり、専門的知識を持った職員を効率よく配置することで、よりきめ細やかなサービスを維持することが可能となる。	
(5) 残された課題	
特になし。	